

「指定特定施設入居者生活介護事業」  
「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業」  
ケアハウスさつき野 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(栃木県指定 第0970500690号)

当施設はご契約者に対して、特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも、入所は可能です。

◇ ◆目次◆ ◇

1、施設の目的	14、衛生管理
2、居室等の概要	15、業務継続の強化（BCP）
3、職員の配置状況	16、感染症対策の強化
4、当施設が提供するサービスと利用料金	17、高齢者虐待防止の推進
5、施設を退所していただく場合(契約の終了について)	
6、身体的拘束等の制限	18、ハラスメント対策の強化
7、守秘義務	19、会議や多職種連携における ICT活用について
8、非常災害対策	
9、事故発生時の対応	20、看取り期における本人の意思を 尊重したケアの充実
10、造作・模様替えの制限	
11、残置物引取人	21、生産性向上の取組
12、苦情の受付について	22、損害賠償
13、利用申込	23、その他運営に関する重要事項

1、施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 津田福祉会
- (2) 法人所在地 栃木県鹿沼市白桑田254-5
- (3) 電話番号 0289-76-2959
- (4) 代表者氏名 理事長 半田 昇
- (5) 設立年月日 昭和47年

## 1、施設の目的

- (1) 施設の種類 指定特定施設入居者生活介護  
指定介護予防特定施設入居者生活介護  
平成19年 4月 1日指定  
栃木県 0970500690 号

### (2) 施設の目的及び運営方針

社会福祉法人津田福祉会が開設するケアハウスさつき野指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ケアハウスさつき野の生活相談員、看護・介護職員が要支援又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護を提供することを目的とする。

- 2 事業所は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、特定施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- 3 事業所は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、介護予防特定施設サービス計画に基づき、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すように支援する。
- 4 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- (3) 施設の名称 ケアハウスさつき野  
(4) 施設の所在地 栃木県鹿沼市白桑田253-2  
(5) 電話番号 0289-76-0033  
(6) 施設長（管理者） 半田 裕文  
(7) 開設年月 平成8年5月1日  
(8) 入所定員 40名

## 2、居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	40室	うち、夫婦部屋が2室
食堂	1室	
浴室	2室	
機能訓練室	1室	共用

- \* 前記は、厚生省が定める基準により、指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護に必置が義務付けられている施設・設備です。

- \* 居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご利用者代理人等と協議のうえ決定するものとしします。
- \* 介護を行う場所については、要介護時（認知症を含む軽度の介護については、入居されている一般居室において介護を致します。）に介護を行う場所で介護サービスを行います。

### 3、職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1	1
2. 生活相談員	1	1
3. 介護職員	1以上	1以上
4. 看護職員	1	1
5. 機能訓練指導員	1	1
6. 介護支援専門員	1	1

上記に定めるものは、介護予防特定施設入居者生活介護との併設及び要介護者等以外の当該特定施設のご利用者に対するサービス提供を提供いたします。

### <主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1、生活相談員 介護支援専門員	日勤 8：30～17：30 1名
2、介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 夜勤 22：00～ 7：00 1名 早番 7：00～16：00 1名 日勤 10：00～19：00 1名
3、看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 10：00～19：00 1名
4、機能訓練指導員	日勤 10：00～19：00 1名

#### 4、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供致します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合があります。
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険から給付されます。

サービス費は、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合でのお支払いとなります。

<サービスの概要>

##### ① 入浴

自ら入浴が困難なご利用者について、1週間に2回、適切な方法により、入浴の機会を提供いたします。入浴の実施に当たっては、ご利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施します。また、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合には、清拭をもって入浴の機会の提供に代えるものとします。

但し、事業所が定めた標準的な入浴回数を超えた回数をご利用者の特別な希望により実施した場合は別途料金をいただきます。

##### ② 排泄

ご利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の状況などを基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排泄介助等について援助を行います。

##### ③ 機能訓練

ご利用者個々の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

##### ④ 健康管理

看護職員が健康管理を行います。

##### ⑤ その他の支援

ご利用者の心身の状況や要望に応じて、一日の生活の流れに沿って、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

ご利用者の要介護度	利用単位数
要支援 1	183単位
要支援 2	313単位
要介護 1	542単位
要介護 2	609単位
要介護 3	679単位
要介護 4	744単位
要介護 5	813単位

地域区分：7級地（1単位＝10,14円）

- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更致します。
- ☆ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）：介護職員の賃金の改善等を実施している事業所。職員体制、職場環境等要件、情報公表等を実施している事業所。介護職員等の処遇改善に資する費用として、職員の定着率の向上とサービスの質を維持する事業所である場合、所定単位数に加算率（12,2%）を乗じた単位数で算定します。
- ☆ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）：6単位 資格、勤続年数要件に該当している場合に算定します。
- ☆ 身体的拘束廃止未実施減算… 10%/日減算
- ☆ 退居時情報提供加算：利用者が退居し医療機関に入院する場合において、利用者の同意を得て情報を提供した上で、紹介を行った場合に利用者1人につき1回に限り250単位を算定します。
- ☆ 高齢者虐待防止措置未実施減算：事業所において高齢者虐待が発生した場合にはなく、高齢者虐待防止の措置を講じていない場合に所定単位数の100分の1を減算します。
- ☆ 業務継続計画未策定減算：事業所において業務継続計画が未策定な場合、業務継続計画の規定する基準を満たさない場合は、解消されるに至った月まで、所定単位数の100分の3を減算します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- |                                      |        |        |          |
|--------------------------------------|--------|--------|----------|
| ① おむつ代 (1枚あたり)                       | M      | 100円   |          |
|                                      | L      | 110円   |          |
|                                      | XL     | 120円   |          |
| 尿とりパット (1枚あたり)                       |        | 60円    |          |
| リハビリパンツ (1枚あたり)                      |        | 120円   |          |
| ② 通院介助 (協力医療機関以外)                    | 1キロあたり | 30円    |          |
| ③ 理美容師による理美容サービス                     | 実費     |        |          |
| ④ 買い物代行 (通常想定している範囲の店舗以外の店舗に係る買物)    | 1キロあたり | 30円    |          |
| ⑤ 貴重品管理                              | 月額     | 2,000円 |          |
| ⑥ 入退院時の同行 (協力医療機関以外)                 | 30分単位で | 200円   |          |
| ⑦ 入院中の洗濯物交換・買い物代行                    | 1回     | 200円   |          |
| ⑧ 標準的な回数を超えた入浴をご利用者の特別な希望により行った場合の介助 | 特浴     | 600円   | 一般浴 400円 |
| ⑨ 個別的な外出介助(個別に行われる買い物、旅行等の外出介助)      | 30分単位で | 200円   |          |

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、月末締めで計算し、翌月20日までに請求書を送付させていただきます。翌月末ご利用者口座より自動引き落としさせていただきます。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、協力医療機関において診療や入院治療を受けることが出来ます。(但し、協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	さつきクリニック
所在地	鹿沼市白桑田254-11
診療科	胃腸科、外科、内科、肛門科

医療機関の名称	医療法人社団厚生会 西方病院
所在地	上都賀郡西方町金崎 2 7 3
診療科	内科、呼吸器科、胃腸科、循環器科、小児科、外科、整形外科

医療機関の名称	社会医療法人 中山会 鷺谷記念病院
所在地	宇都宮市下荒針町 3 6 1 8
診療科	整形外科、ペインクリニック内科、脳神経外科、一般内科、皮膚科 訪問リハビリテーション

医療機関の名称	医療法人松青会 細川病院
所在地	鹿沼市仲町 1 7 0 3 番地 3
診療科	内科、外科、眼科、耳鼻咽喉科

## ② 協力歯科

医療機関の名称	医療法人 IXI ファミリー歯科
所在地	鹿沼市西茂呂 4 - 4 1 - 2

### 5. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

① ご利用者が死亡した場合
② 事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
⑥ 事業所から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

#### （1） ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当事業所への退所を申し出ることが出来ます。その場合、退所を希望する日の 1 4 日前までに解約届書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤ 他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業所からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延した場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。但し、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び特定施設に入居することができます。
- ⑤ ご利用者が入院治療を要する者であり、事業所が自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当事業所を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業所はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介



## 6. 身体的拘束等の制限

ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除く、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。

- ① 「緊急やむを得ない場合」とは認知症高齢者が暴れて本人もしくは他のご利用者または施設の設備等に危害を及ぼす危険性があるなどの場合をいう。
- ③ 「緊急やむを得ず身体拘束を行う場合」は、ご利用者又はその家族に説明し、同意を得た上で、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

## 7. 守秘義務

- ① 事業所及びサービス従事者又は従業員は、介護を提供する上で知り得たご利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- ④ 事業所は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ⑤ 前2項にかかわらず、ご利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

## 8. 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他の訓練を行います。

☆ 火災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とします。

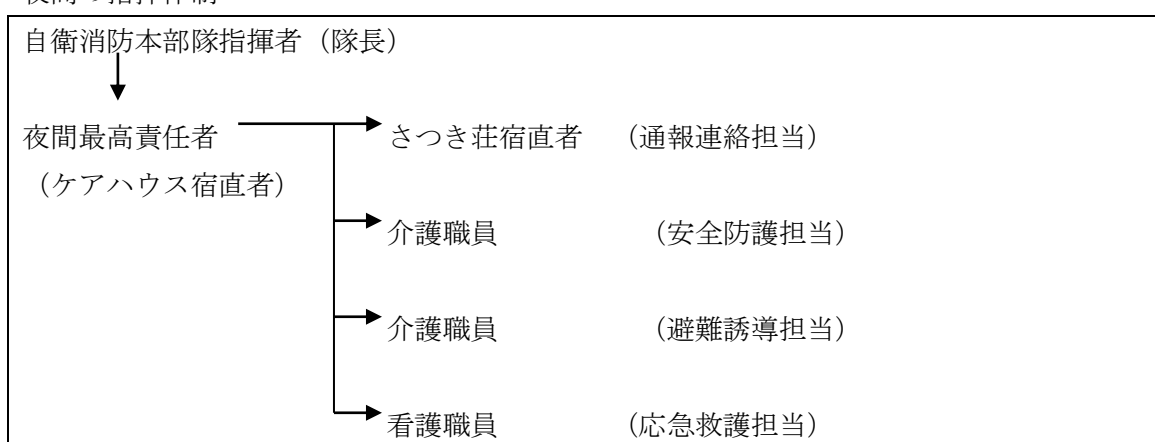
防火訓練の種別及び実施時期

訓練種別	実施月日	訓練内容
総合訓練	3月	消火・通報・避難誘導の訓練を連携し実施する。
消火訓練	5・10月	消火器具の取り扱いの習熟を図り、消火訓練を行う。
通報訓練	4・9月	消防機関への通報要領及び火災発生時の連絡体制を図る。
避難訓練	2・6月	避難誘導の習熟を図る。
夜間緊急訓練	8月	夜間、緊急時の訓練を行う。



避難誘導担当	介護職員	①出火時における避難者の誘導 ②負傷者及び逃げ遅れ者の確認 ③非常口の開放並びに開放の確認と物品の除去
安全防火担当	介護職員	①水損防止、電気、ガス等の安全措置 ②防火戸、防火シャッターの操作
応急救護担当	看護職員	①応急救護所の設置 ②負傷者に対する応急措置 ③救急隊との連携、情報の提供

#### 夜間の指揮体制



#### 9. 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービス提供による事故の発生を予防するためヒヤリハットマップ、ポイントカードに基づき予防措置を行います。

ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故損害拡大の防止（緊急措置の実施） ⇒ 事故が発生した場合は、被害を最小限に抑えることを考えます。

ご利用者への対応 ⇒ ご利用者が事故により、身体に障害が発生している場合は、治療生命維持のための可能な限りの応急処置をとります。

細部については対応マニュアルに従う

確認事項	対応者	対応項目
(日中) ケガ・急病の場合	①看護職員・介護職員 ②他職員への協力依頼 ③管理者へ連絡 ④主治医へ連絡 ⑤救急車へ連絡 (※1)	①状態のチェック ②初期応急処置 ③搬送 (居室) ④状態観察 ⑤バイタルチェック

	⑥家族へ連絡	⑥主治医の指示により処置 又は搬送（病院）
(夜間) ケガ・急病の場合	①介護職員 ②他職員への協力依頼 ③宿直者へ連絡 ④看護職員へ連絡 ⑤主治医へ連絡 ⑥救急車へ連絡（※1）	①状態のチェック ②初期応急処置 ③搬送（居室） ④状態観察 ⑤バイタルチェック ⑥主治医の指示により処置 又は搬送（病院）
誤飲・誤食	①看護職員・介護職員 ②他職員への協力依頼 ③施設長（管理者）へ報告 ④主治医へ連絡 ⑤救急車へ連絡（※1） ⑥家族へ連絡	①状態のチェック ②時刻の確認 ③対応方法確認し、記載のない場合は中毒センターへ （※2） ④バイタルチェック ⑤主治医の指示により処置 又は搬送（病院）
施設外へ徘徊の場合	①看護職員・介護職員 ②施設長（管理者）へ報告 ③全職員へ連絡召集 ④家族へ連絡 ⑤警察署・地元駐在所・栃木 放送・SOSネットワークへ 連絡（※3）	①施設内捜索 ②施設外捜索 ③発見状況により身体チェ ックを行う
自殺の場合	①看護職員・介護職員 ②施設長（管理者）へ連絡 ③主治医へ連絡 ④警察署へ連絡	①状況のチェック ②時刻の確認 ③警察が来るまでそのま まの状態にしておく

※ 1 主治医の診断により対応

※ 2 中毒センター（つくば 0990-52-9899 365日9時～21時）  
（大阪 0990-50-2499 365日24時間対応）

※ 3 施設長（管理者）の判断により対応



さつき荘ヘルパーセンターサービス提供責任者

グループホーム和田の家管理者

グループホーム和田の家介護支援専門員

以上 Tel 76-2959

鹿沼東地域包括支援センター長

以上 Tel 74-7801

さつき荘西茂呂デイサービスセンター管理者

さつき荘西茂呂デイサービスセンター生活相談員

以上 Tel 63-6551

グループホーム西茂呂の家管理者

グループホーム西茂呂の家計画作成担当者

以上 Tel 60-6771

津田保育園主任保育士

津田保育園保育士

以上 Tel 76-2616

○ 受付時間 毎週月曜日～日曜日 9:00～17:00

○ 第三者委員 深津地区元民生委員 寺崎 誠

Tel 0289-76-3047

西茂呂地区元民生委員 高木 ミツ

Tel 0289-62-2492

また、電話、書面などによる苦情も随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

#### (2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員へ報告を拒否した場合を除く）に報告致します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知いたします。

#### (3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求める事ができます。尚、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア、第三者委員による苦情内容の確認

イ、第三者委員による解決案の調整、助言

ウ、話し合いでの結果や改善事項等の確認

(4) 苦情は、次に申し立てることができます。

ア、市町村介護保険窓口

イ、国民健康保険団体連合会（介護保険課苦情処理 Tel 028-643-2220）

ウ、栃木県運営適正化委員会（とちぎ福祉プラザ内 TEL 028-622-2941）

### 13、利用申込

指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業の開始に際し、あらかじめご利用者又はその家族に対し、介護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとします。

### 14、衛生管理

指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。

従業者は、感染症及び食中毒等に関する知識の習得に努めます。

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために感染症対策委員会を1月に1回開催します。

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止マニュアルにより予防措置を行います。

### 15、業務継続の強化（BCP）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが提供出来る体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施を行います。

### 16、感染症対策の強化

感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、専任の感染対策担当者をおき、定期の委員会開催をするとともに、感染症が流行する時期等を勘案し必要に応じて随時開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を行います。

### 17、高齢者虐待防止の推進

ご利用者の人権の擁護、虐待防止・早期発見、虐待の発生又は再発防止に関する措置を講じます。虐待等の事案については、一概に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応します。専任の担当者を決め、委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行います。

### 18、ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策として、事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、苦情を含む相談、顧客等からの著しい迷惑行為の防止のために必要な措置を講じます。

### 19、会議や多職種連携における ICT 活用について

テレビ電話装置等を活用する際は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守して行います。

### 20、看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

看取り期のサービス提供にあたり「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うよう努めます。

### 21、生産性向上の取組

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、委員会を設置し現場における課題を抽出及び分析した上で状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討します。

### 22、損害賠償

当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

上記の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

### 23、その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得たご利用者又はその家族に秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (3) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人津田福祉会と事業所管理者の協議に基づいて定めるものとします。
- (4) 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備します。
- (5) 事業所は、入居申込者の入居に際しては、その心身の状況、生活歴、病歴等の把握をし、別に定める入所等にかかる指針により津田福祉会入所判定委員会の決定を受けるものとします。



指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

ケアハウスさつき野  
(指定特定施設入居者生活介護)  
(指定介護予防特定施設入居者生活介護)

説明者 職名 氏名

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意し受領いたします。

利用者住所

---

利用者氏名

---

利用者代理人住所

---

利用者代理人氏名

---

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造

耐火建築物

(2) 建物の延べ面積

2481, 62㎡ 1室あたり 26, 65㎡

(3) 併設事業

当事業所では次の事業を併設しています。

[介護老人福祉施設] 平成12年 2月 1日指定 栃木県0970500161号  
定員 84名

[短期入所生活介護] 平成11年12月27日指定 栃木県0970500161号  
定員 10名

[通所介護] 平成11年12月27日指定 栃木県0970500153号  
定員35名

[通所介護] 平成11年12月27日指定 栃木県0970500146号  
定員 40名

[訪問介護] 平成11年12月27日指定 栃木県0970500138号

[居宅介護支援事業] 平成11年9月2日指定 栃木県0970500021号

[地域密着型認知症対応型共同生活介護] 平成15年4月1日指定 栃木県0970500435号  
定員 9名

[介護予防支援] 平成20年4月1日指定 栃木県0900500042号

[地域密着型認知症対応型共同生活介護] 平成22年7月1日指定 栃木県0990500084号  
定員 18名

(4) 施設の周辺環境

田園風景も見られる閑静な住宅地にあります。事業所には前庭もあり、外気浴や日光浴も楽しめます。

## 2. 職員の配置状況

### <配置職員の職種>

- 介護支援専門員 … ご利用者に係る特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画を作成します。
- 生活相談員 … ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適時生活支援を行います。
- 看護職員 … ご利用者の健康管理や療養上の世話及び日常生活上の看護、介助等を行います。
- 介護職員 … ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行いません。

## 3. 契約締結時からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「特定施設サービス計画」又は「介護予防特定施設サービス計画」に定めます。作成及びその変更は次の通り行います。

- ①当事業所の介護支援専門員に特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ↓
- ②その担当者は特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画の原案について、ご利用者及びご利用者代理人に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- ↓
- ③特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画は、6ヶ月（※要介護認定有効期間）に1回、もしくはご利用者及びご利用者代理人の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご利用者及びご利用者代理人と協力して、特定施設サービス計画又は介護予防特定施設サービス計画を変更します。
- ↓
- ④特定施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

## 4. サービス提供における事業所の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、主治医または看護職員と連携したうえで、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前に、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用

者又はご利用者代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。

ただし、ご利用者又は他のご利用者等の生命身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥事業所及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

## 5. 施設ご利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、施設に入居されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

### (1) 持ち込みの制限

入居にあたり、以下のものは原則として持ち込むことが出来ません。

ペット類、危険物、多額の現金

### (2) 面会

面会者は、必ずその都度面会者名簿に記入し、職員に申し出て面会されますようお願いいたします。

### (3) 外出、外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。

### (4) 食事

食事が不必要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出がなかった場合には、所定の料金を頂きます。

### (5) 施設・設備の使用上の注意

① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状回復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。

③ ご利用者に対するサービスの実施又は安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④ 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

⑤ 指定した場所以外で火気を用いること

⑥ けんか、口論、泥酔等により他の利用者等に迷惑を及ぼすことはご遠慮ください。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。